

6の項中

市道東町通り線 米子市法勝寺町五  
三番地地先から同市法勝寺町一  
五番地地先までの間

市道東町通り線 米子市東町一〇五  
番地地先から同市法勝寺町四番地  
地先までの間

市道立町三・四丁目通り線 米子市  
灘町一丁目二五番地地先京橋から同  
市立町四丁目一九一番地地先までの  
間

市道米子福原線 米子市法勝寺町五  
三番地地先から同市法勝寺町一  
五番地地先までの間

市道東町通り線 米子市東町一〇五  
番地地先から同市法勝寺町四番地  
地先までの間

市道内町通り線 市道灘二・五三線、  
市道立町三・四丁目通り線、市道立町三  
・四丁目通り線、米子市灘町一丁目  
二五番地地先京橋から同市立町四  
丁目一九一番地地先までの間

8の項中

明治町五七番地地先十字路

明治町一八番地地先十字路

上福原一、五二八の一番地地先

上福原一、五二八番地地先

9の項中

県道大山御机線 西伯郡大山町大  
山字御机奥九二番地地先

市道米子福原線 米子市法勝寺町五  
三番地地先から同市法勝寺町一  
五番地地先までの間

市道東町通り線 米子市東町一〇五  
番地地先から同市法勝寺町四番地  
地先までの間

市道内町通り線 市道灘二・五三線、  
市道立町三・四丁目通り線、市道立町三  
・四丁目通り線、米子市灘町一丁目  
二五番地地先京橋から同市立町四  
丁目一九一番地地先までの間

に改める。

三 米子駅前

三 福原小学校前

一 福原小学校前

一 福原小学校前

に改める。

正 誤

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百六十九号（土地改良事業計画の設置  
について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁段 行 誤 正

一 下 終わりから三 大栄町役場 岩美町役場

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、その翌日)

◇告示 健康保険法による保険医の登録  
保安林の指定の解除  
解除予定の保安林にする旨の通知  
種番証明書の書換交付  
土地の立入りの許可  
道路の区域の決定  
道路の供用の開始  
鳥取県有料道路三朝高原道路の料金の徴収事務を行なう  
時間

## 告示

鳥取県告示第六百三十七号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に  
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の  
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令  
第八十七号）第九条の規定により告示する。  
昭和四十一年十一月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録年月日

山本 貞寿 日野郡日南町生山五 鳥医一・二三〇 昭和四十一年十一月四日

鳥取県告示第六百三十八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。  
昭和四十一年十一月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所  
西伯郡名和町大字名和字東長者原五五五の一（次の図に示す部分に限  
る。）

二 保安林として指定された目的  
風害の防備

三 解除の理由  
道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県森林部林務課及び名和町役  
場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十九号  
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法  
（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
昭和四十一年十一月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 日野郡溝口町金屋谷字榎水高原七九一の五 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
 水源のかん養

三 解除の理由  
 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役

証明書番号 名 前 種 類

昭四一鳥取一第五四号 グレーシヤスアケボノナカシマ八一一 豚(中ヨークシャー種) 鳥取市中砂見 井上義雄 米子市西三柳 鳥取県中小家畜試験場

鳥取県告示第六百四十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 特別高圧架空電線(播原倉吉線)新設
- 三 立ち入ろうとする土地の区域  
 倉吉市上余戸、栗尾、大原、円谷  
 三朝町今泉、牧、大柿、助谷、久原、曹源寺、下西谷、上西谷、福本、下畑

場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百四十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により次の種畜について種畜証明書の書換交付があつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

飼養者の住所及び氏名

鳥取県告示第六百四十二号

土地収用法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

その関係図面は、昭和四十一年十一月二十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十一年十一月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和四十一年十一月二十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
 昭和四十一年十一月二十二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	三朝 高取線	東伯郡三朝町大字大瀬字栗谷から同郡同町大字三朝字山根まで	昭和四十一年十一月二十四日

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延長
県道	三朝 高取線	東伯郡三朝町大字大瀬字栗谷から同郡同町大字三朝字山根まで	八・二〇一 四・三・四〇	三・〇〇〇・〇

鳥取県告示第六百四十四号

鳥取県有料道路三朝高原道路の料金の徴収事務を行なう時間を次のとおり定めたので告示する。  
 昭和四十一年十一月二十二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 十月一日から三月三十一日まで 午前八時から午後五時三十分まで  
 四月一日から九月三十日まで 午前七時から午後七時まで